

税務キヤッチ・アップ

相続税関係

類似業種比準方式の計算方法の見直し

1 はじめに

平成29年3月に財産評価基本通達が改正され、取引相場のない株式の評価方法における類似業種比方式について見直しが行われた。本稿では、改正された類似業種比準方式の計算方法について確認する。

2 類似業種比準方式

類似業種比準方式とは、評価しようとする取引相場のない株式の発行会社(以下「評価会社」という)と事業内容が類似する業種目に属する複数の上場会社(以下「類似業種」という)の株式の株価の平均値に、評価会社と類似業種の1株当たりの配当金額、1株当たりの利益金額及び1株当たりの簿価純資産価額の比準割合を乗じて、取引相場のない株式の価額を評価する方式である。

3 改正点の概要

- ① 現在の上場審査基準に基づき、評価会社の規模区分の金額等の基準を見直し、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。(評価通達178, 179)
- ② 類似業種の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加える。(評価通達182)
- ③ 類似業種の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。(評価通達183-2)

- ④ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、改正前の1:3:1から1:1:1とする。(評価通達180, 189-3, 194-2)

- ⑤ これらの改正は、平成29年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用する。

4 実務における改正の影響点

① 会社規模の見直し

会社規模の見直しについては、大会社及び中会社の適用範囲が総じて拡大されているため、中会社から大会社へ会社規模の区分が上昇する会社が増加すると考えられる。さらに、中会社のなかでもLの割合が0.6から0.75若しくは0.9へ上昇する会社、又は0.75から0.9へ上昇する会社が増加するであろう。

会社規模の区分が上昇することにより、類似業種比準価額が純資産価額より低い会社の評価額は、類似業種比準価額を採用する割合が増加するので、改正によって低下する傾向になるであろう。

一方、類似業種比準価額が純資産価額よりも高い会社は、中会社から大会社へ会社区分が上昇すると、類似業種比準価額の計算において乗じるしんしゃく率が、中会社の0.6から大会社の0.7に上昇することにより、類似業種比準価額自体が上昇するので、株式の評価額が上昇す

る可能性がある。

また、小会社における土地保有特定会社の判定基準において、卸売業以外の総資産価額基準が10億円から15億円へ上昇していることも注意が必要である。

② 類似業種の株価

課税時期の属する月以前2年間の平均株価を新たに採用できることになったことにより、株価上昇局面においては、業種目別株価の課税時期の属する月以前2年間の平均値が当月株価、前月株価、前々月株価、前年平均株価より低くなる可能性が高くなるので、類似業種比準方式の評価額は、改正前より引下げ効果が期待できる。

③ 類似業種比準方式の算式

利益比準値の採用割合が、改正前の3/5(60%)から改正後は1/3(約33%)へ減少するため、利益比準値の高い会社は、比準割合は低下するので、類似業種比準価額も下落する可能性が高い。

一方、配当比準値及び純資産比準値が高い会社は、比準割合が上昇する可能性が高くなる。現在の利益の金額は少額であるが、過去の利益が蓄積されて純資産額が大きいと、純資産比準値が高い会社などは、比準割合が上昇し、類似業種比準価額も上昇する可能性が高い。

(右山研究グループ
税理士 出岡 伸和)